

資料編【県民意識調査】

※インターネット調査で実施予定のため仮レイアウトで作成

★ 調査にお答えいただく前に、あなたご自身（令和3年9月1日現在）についてお聞きします。

F 1

あなたのお住まいの市町村を選んでください。(n=2,500) (%)

(%)

| | | | | | | | | | |
|-------------|------|-------------|------|------------|------|------------|------|------------|------|
| 40.8 | 横浜市 | 16.4 | 川崎市 | 7.7 | 相模原市 | | | | |
| 4.7 | 横須賀市 | 2.1 | 鎌倉市 | 0.6 | 逗子市 | 0.4 | 三浦市 | 0.0 | 葉山町 |
| 2.3 | 厚木市 | 3.2 | 大和市 | 1.2 | 海老名市 | 1.5 | 座間市 | 1.0 | 綾瀬市 |
| 0.1 | 愛川町 | 0.0 | 藤沢市 | 5.0 | 藤沢市 | 2.8 | 茅ヶ崎市 | 0.3 | 寒川町 |
| 2.2 | 平塚市 | 1.7 | 秦野市 | 1.3 | 伊勢原市 | 0.5 | 大磯町 | 0.3 | 二宮町 |
| 0.6 | 南足柄市 | 0.1 | 中井町 | 0.1 | 大井町 | 0.1 | 松田町 | 0.0 | 山北町 |
| 0.0 | 開成町 | 2.5 | 小田原市 | 0.1 | 箱根町 | 0.0 | 真鶴町 | 0.2 | 湯河原町 |

F 2

あなたの性別を選んでください。(n=2,500)

(%)

49.8 男性 **50.2** 女性

F 3

あなたの年齢を選んでください。(n=2,500)

(%)

| | | | | | | | |
|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|-------------|---------|
| 12.6 | 20～29 歳 | 14.2 | 30～39 歳 | 19.2 | 40～49 歳 | 17.0 | 50～59 歳 |
| 13.4 | 60～69 歳 | 23.6 | 70 歳以上 | | | | |

F 7

「F4で「毎日吸っている」、「時々吸う日がある」を選択した場合に設問となるよう自動設定」

ご自身の喫煙に対する今の気持ちを次の中から1つ選んでください。(○は1つ)
(n=427)

(%)

21.3 たばこをやめたい

38.2 たばこの本数を減らしたい

40.0 今のところ、たばこをやめたり、本数を減らすつもりはない

0.5 その他(具体的に:)

問 1

あなたはこの半年間に望まない「受動喫煙」を経験しましたか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (n=2,500)

(%)

33.8 経験した

66.2 経験しなかった

問 2

「問1で「経験した」を選択した場合に設問となるよう自動設定」

あなたはどこで受動喫煙を経験しましたか。

次の中から選んでください。(○はいくつでも) (n=845)

(%)

23.2 飲食店(レストラン、食堂、居酒屋、喫茶店等)

6.9 娯楽施設(パチンコ店、ゲームセンター、カラオケボックス等)

2.1 興行場(映画館、劇場、演芸場等)、公会堂、集会場等

9.8 商業施設(デパート、ショッピングモール、百貨店、小売店等)

1.3 官公庁、病院等

0.5 保育所、幼稚園、学校等

76.8 路上、屋外

13.8 その他(具体的に:)

問3

あなたは受動喫煙によりどのような健康への影響があると思いますか。

次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ)

(n=2,500)

(%)

ア 肺がんや心臓病などの生活習慣病の危険性を高める

81.2 そう思う **4.7** そう思わない **14.1** わからない

イ 子どもの肺炎、気管支喘息や中耳炎の危険性を高める

75.0 そう思う **5.1** そう思わない **19.8** わからない

ウ 乳幼児突然死症候群の危険性を高める

64.2 そう思う **5.4** そう思わない **30.4** わからない

エ 妊婦の早産や低体重児出生の危険性を高める

72.3 そう思う **5.0** そう思わない **22.7** わからない

問4

令和2年4月に受動喫煙防止に関する規制が拡大しましたが、あなたはどの程度知っていますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)

(健康増進法の改正(全国)、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例の改正(県下))(n=2,500)

(%)

6.0 内容までよく理解している

27.3 だいたい理解している

26.4 ルールが変わったことは知っている

40.3 聞いたことがない、わからない

問5

「問4で「内容までよく理解している」、「だいたい理解している」、「ルールが変わったことは知っている」を選択した場合に設問となるよう自動設定」
あなたは受動喫煙防止に関する規制の拡大について、何で知りましたか。
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（○はいくつでも）（n=1,493）

(%)

- 17.0 県のたより 19.6 市町村の広報紙 41.8 新聞報道、ネットニュース
- 44.0 テレビ・ラジオ番組 3.8 タウン紙 1.6 雑誌 3.4 イベント・街頭キャンペーン
- 4.7 電車、バス等の車内広告 2.5 チラシ・リーフレット 5.8 ポスター
- 3.8 ホームページ 7.5 家族・友人からの情報 4.8 学校・職場・団体からの情報
- 13.2 禁煙や喫煙の表示 5.6 店頭でのディスプレイ広告
- 1.2 その他（具体的に： ）

問6

改正健康増進法について、ご存知の内容を次の中から選んでください。（○はいくつでも）（n=2,500）

(%)

- 68.8 飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙
- 48.6 屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ（喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室）
- 17.8 施設内に各種喫煙室がある場合、施設の出入口等に必ず喫煙室に関する標識を掲示しなければならない
- 14.3 各種喫煙室の出入口にも喫煙に関する標識を掲示しなければならない
- 14.4 20歳未満の場合、たとえ従業員であっても喫煙エリアには立入禁止
- 16.7 既存の小規模飲食店※1は、届出をすれば店内の一部（または全部）で喫煙をしながら飲食することができる
- 19.8 義務違反があった場合、罰則（過料）が課されることがある
- 36.6 病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙※2
- 35.1 喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないように周囲の状況に配慮しなければならない

※1 要件は①2020年4月1日時点で営業している、②資本金5,000万円以下、③客席面積100㎡以下

※2 ただし、法に定める必要な措置がとられた場所に特定屋外喫煙場所を設置可能

問7

神奈川県では受動喫煙防止条例を制定し、受動喫煙について神奈川県独自の規制や法の上乗せ規制を設けていますが、あなたはどの程度知っていますか。

次の中から1つ選んでください。(○は1つ)(n=2,500)

(%)

3.2 内容までよく理解している

17.4 だいたい理解している

36.5 条例があることは知っている

43.0 聞いたことがない、わからない

※ 神奈川県条例による独自の規制内容

- 喫煙区域に20歳未満の方が立ち入った場合に罰則適用がある(法では罰則適用なし)
- 施設内が禁煙の場合、出入口等に禁煙に関する標識を掲示しなければならない(法では喫煙室がある場合のみ出入口等に掲示すればよい)
- 映画館や物販店(県第1種施設)では指定たばこ専用喫煙室(加熱式たばこを喫煙しながら飲食等ができるエリア)の設置ができない(法では敷地内禁煙ではない施設に指定たばこ専用喫煙室の設置が可能) ほか

問8

あなたは飲食店等の出入口に掲出されている、「○○喫煙室あり」や「禁煙」などの表示を見て、その店を選ぶ際の参考にしますか。

次の中から1つ選んでください。(○は1つ)(n=2,500)

(%)

24.1 必ず参考にする

43.9 どちらかといえば参考にする

15.8 どちらかといえば参考にしない

16.2 全く参考にしない

問9

あなたは学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたことがありますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ)(n=2,500)

(%)

14.7 受けたことがある

71.8 受けたことはない

13.4 わからない

問 10

《問9で「受けたことがある」を選択した場合に設問となるよう自動設定》
あなたが学校等に在学中、たばこの健康被害や受動喫煙防止に関する教育を受けたのはいつ頃ですか。あてはまる番号をすべて選んでください。(○はいくつでも)
(n=368)

(%)

37.8 小学校 **68.8** 中学校 **49.7** 高等学校 **12.5** 短大・大学・専修学校等
2.2 その他(具体的)

問 11

令和2年4月に受動喫煙防止に関する規則が拡大してから、県内における受動喫煙防止対策の状況について、あなたはどのように感じていますか。
次のア～クについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ)
(n=2,500)

(%)

ア 屋内禁煙のお店などの数
39.8 増えた **15.8** 変わらない **10.1** 減った **34.3** わからない

イ 禁煙表示を見かける回数
34.8 増えた **28.2** 変わらない **3.6** 減った **33.3** わからない

ウ 喫煙可能店などの喫煙表示を見かける回数
16.2 増えた **26.7** 変わらない **14.8** 減った **42.3** わからない

エ 屋内禁煙のお店などを利用する回数
16.7 増えた **48.1** 変わらない **10.3** 減った **24.8** わからない

オ 家族や子ども連れでお店などを利用すること
21.1 しやすくなった **5.8** しにくくなった **47.0** 変わらない **26.1** わからない

カ 屋内の指定された喫煙場所の数
8.9 増えた **25.9** 減った **20.6** 変わらない **44.6** わからない

キ 屋内の指定された喫煙場所で喫煙する人の数
12.2 増えた **15.8** 減った **24.8** 変わらない **47.2** わからない

ク 屋外で喫煙する人の数
18.7 増えた **18.0** 減った **25.7** 変わらない **37.6** わからない

問 12

あなたは今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。
次の中から3つまで選んでください。(○は3つまで) (n=2,500)

(%)

- 43.2 受動喫煙による健康への悪影響についての普及啓発
- 48.6 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発 6
- 22.5 たばこをやめたい人への卒煙（禁煙）サポート
- 26.9 未成年者への喫煙防止教育
- 9.7 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的・技術的な支援
- 24.8 法や条例の着実な運用
- 24.0 受動喫煙防止に関する規制の強化
- 11.6 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進
- 2.9 その他（具体的に： _____)

問 13

「問 12 で「受動喫煙防止に関する規制の強化」を選択した場合に設問となるよう自動設定」
あなたは受動喫煙防止に関する規制について、どのように強化すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(n=600)

(%)

- 54.7 小規模な飲食店などの特例第2種施設（※）にも規制を義務付けるべき
- 71.7 罰則を強化するべき
- 47.7 職場も対象とするべき
- 61.7 屋外も対象とするべき
- 2.0 その他 _____)

※ 特例第2種施設とは、条例第16条で規定している、調理場等を除いた床面積が100㎡以下の飲食店、床面積の合計が700㎡以下のホテル旅館等、風営法第2条で定めるキャバレー等をいいます。

資料編【施設調査】

令和3年度施設調査 設問F 1における施設別表

○設問F 1の回答に使用してください。

(%)

(n=2, 223)

| 番号 | 施設 | |
|------|--|---|
| 4.8 | 学校（幼稚園、小中高校、大学など） | |
| 7.2 | 病院、診療所または助産所、薬局、あん摩マッサージ指圧、はりきゅう、整骨院 | |
| 0.4 | 劇場、映画館、演芸場 | |
| 0.2 | 観覧場（スポーツや見世物を見るための施設） | |
| 4.7 | 集会場、公会堂、火葬場、納骨堂、宗教関係施設 | |
| 0.2 | 展示場 | |
| 2.0 | 県 第 1 種 施 設 | 体育館、ポーリング場などの屋内運動施設 |
| 1.7 | 公衆浴場（銭湯、サウナなど） | |
| 3.5 | 百貨店、スーパーマーケットその他の物品販売店 | |
| 3.5 | 銀行、保険会社などの金融機関 | |
| 2.1 | 郵便、電気通信、水道、電気、ガス事業等 | |
| 0.3 | 駅舎内、屋内に設けられたバスターミナル、旅客船ターミナル | |
| 0.8 | 鉄道車両、バス、旅客船、タクシー車両 | |
| 0.4 | 図書館、博物館、美術館 | |
| 0.4 | 動物園、植物園、遊園地 | |
| 8.2 | 老人ホーム、保育所などの社会福祉施設 | |
| 3.9 | 官公庁施設 | |
| 2.9 | 県 第 2 種 施 設 | 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店 （調理場を除く面積が100㎡以下の小規模な施設を除く） |
| 2.7 | ホテル、旅館などの宿泊施設 （700㎡以下の小規模な施設を除く）（客室を除く） | |
| 1.0 | ゲームセンター、カラオケボックス及び類似施設 | |
| 27.9 | 特例 県 第 2 種 施 設 | 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店のうち、調理場を除く面積が100㎡以下の 小規模な施設 |
| 2.6 | キャバレー、ナイトクラブ及び類似施設 | |
| 4.1 | ホテル、旅館などの宿泊施設のうち、700㎡以下の小規模な施設（客室を除く） | |
| 2.1 | マージャン店、パチンコ店及び類似施設 | |
| 9.2 | 1から24に該当しないサービス施設 | |

※「25」に該当する施設（理美容院やクリーニング店など）は「第2種施設」になります。

無回答 3.1

施設調査票

調査の前に…

★ 調査にお答えいただく前に貴施設（令和3年9月1日現在）についてお聞きします。
この設問（F1～F4）はいただきました回答を統計的に分析・集計するために使用するものです。
貴施設を特定し、指導や注意を行うことは一切ありません。必ずご記入ください。

F1 貴施設の種別を別表にて確認のうえ、該当する「番号」を記載してください。（n=2,223）回答
（%）

F2 貴施設の形態を○で囲んでください。（n=2,153） 63.2 独立した建物 32.5 ビル、地下街の一部を使用

《F1の別表のうち「18 食堂、レストラン、居酒屋などの飲食店」に該当する施設のみお答えください》 無回答 4.3

F3 貴施設の規模（店舗の総面積から調理場面積を除いた面積）は100㎡以下ですか。（n=64）

（%） 0.0 はい 89.1 いいえ 無回答 10.9

《F1の別表のうち「19 ホテル、旅館などの宿泊施設」に該当する施設のみお答えください》

F4 貴施設の規模（建物または管理している範囲の床面積）は700㎡以下ですか。（n=61）

（%） 0.0 はい 83.6 いいえ 無回答 16.4

★ 問1～問2はあなた（「施設の管理者または責任者」をいう。以下同じで「施設管理者」と表記。）の受動喫煙防止対策に関する新制度の認知度についてお聞きします。

※「受動喫煙」とは…たばこの煙が拡散しない室内やこれに準ずる環境において、自分の意思に反して、他人のたばこの煙を吸わされることをいいます。

《問1は、すべての施設管理者がお答えください。》

問1 令和2年4月に受動喫煙防止に関する規制が拡大されましたが、あなたはどの程度知っていますか。（健康増進法改正（全国）、神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例改正（県下）

次の中から1つ選んでください。（○は1つ）（n=2,153）

（%）

12.1 内容までよく理解している ⇒ 問2 にお進みください。

50.0 だいたい理解している ⇒ 問2 にお進みください。

22.7 ルールが変わったことは知っている ⇒ 問2 にお進みください。

9.3 聞いたことがない、わからない ⇒ 問3 にお進みください。

無回答 5.9

《問2は、問1で「1 内容までよく理解している」、「2 だいたい理解している」、「3 ルールが変わったことは知っている」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問2 あなたは受動喫煙防止に関する新制度（改正健康増進法（全国）、改正神奈川県公共的施設における受動喫煙防止条例（県下））の内容について、何で知りましたか。
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。（〇はいくつでも）（n=1,826）

（%）

| | | |
|---------------------|------------------|-------------------|
| 32.5 県のたより | 32.2 市町村の広報紙、郵便物 | 50.7 新聞報道、ネットニュース |
| 32.7 テレビ・ラジオ番組 | 5.8 タウン紙 | 1.4 雑誌 |
| 1.8 イベント・街頭キャンペーン | 2.4 電車、バス等の車内広告 | 3.9 チラシ・リーフレット |
| 6.8 ポスター | 8.3 ホームページ | 8.9 家族・友人からの情報 |
| 22.8 加入している団体からの情報 | 18.0 禁煙や喫煙の表示 | 3.6 店頭でのディスプレイ広告 |
| 4.8 その他（具体的に：_____） | | |

《問3は、すべての施設管理者がお答えください。》

無回答 0.3

問3 改正健康増進法について、ご存知の内容を次の中から選んでください。（〇はいくつでも）（n=2,153）

（%）

- 81.9 飲食店をはじめ様々な施設で原則屋内禁煙
- 74.7 屋内で喫煙が可能なのは各種喫煙室のみ（喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室、喫煙可能室、喫煙目的室）
- 46.8 施設内に各種喫煙室がある場合、施設の出入口等に必ず喫煙室に関する標識を掲示しなければならない
- 42.2 各種喫煙室の出入口にも喫煙に関する標識を掲示しなければならない
- 47.5 20歳未満の場合、たとえ従業員であっても喫煙エリアには立入禁止
- 34.9 既存の小規模飲食店※1は、届出をすれば店内の一部（または全部）で喫煙をしながら飲食することができる
- 35.7 義務違反があった場合、罰則（過料）が課されることがある
- 65.4 病院・学校・幼稚園・保育所・行政機関等は敷地内禁煙※2
- 53.3 喫煙する際、望まない受動喫煙を生じさせないよう周囲の状況に配慮しなければならない
- 19.4 喫煙可能室や指定たばこ専用喫煙室を設置している場合は、ホームページや看板等で広告や宣伝を行う際に各喫煙室を設置している旨を明示しなければならない。
- 39.9 喫煙してはいけない場所で喫煙をしている、またはしようとしている者に対して、喫煙の中止や退出を求めるよう努めなければならない。

無回答 0.6

※1 要件は①2020年4月1日時点で営業している、②資本金5,000万円以下、③客席面積100㎡以下

※2 ただし、厚生労働省が定める必要な措置がとられた場所に特定屋外喫煙場所を設置可能

《問4は、すべての施設管理者の方がお答えください。》

問4 神奈川県では受動喫煙防止条例を制定し、受動喫煙について神奈川県独自の規制や法の上乗せ規制を設けていますが、あなたはどの程度知っていますか。(○は1つ) (n=2,153)

(%)

- 4.7 内容までよく理解している
- 28.5 だいたい理解している
- 40.1 条例があることは知っている
- 20.8 聞いたことがない、わからない

無回答 5.9

※神奈川県条例による独自の規制とは

- 喫煙区域に20歳未満の方が立ち入った場合に罰則適用ができる(法では罰則適用なし)
- 施設内が禁煙の場合、出入口等に禁煙に関する標識を掲示しなければならない(法では喫煙室がある場合のみ出入口等に掲示すればよい)
- 映画館や物販店(県第1種施設)では指定たばこ専用喫煙室(加熱式たばこを喫煙しながら飲食等ができるエリア)の設置ができない(法では一部の県第1種施設に指定たばこ専用喫煙室の設置が可能)
- 喫煙室の技術的要件として屋外への排気を必須としている ほか

☆ 問5～問13は貴施設の「受動喫煙防止対策」の取組み等についてお聞きします。

《問5は、すべての施設管理者がお答えください。》

問5 貴施設は不特定多数の利用客が利用する屋内を禁煙にしたり各種喫煙室を設置するといった受動喫煙防止対策に取り組んでいますか。次の中から1つ選んでください。(○は1つ) (n=2,153)

* 貴施設がビルや地下街の一部を使用している場合には、管理している範囲についてお答えください。

(%)

76.8 受動喫煙防止対策に取り組んでいる⇒問6にお進みください。

14.4 受動喫煙防止対策に取り組んでいない(屋内の全ての場所で喫煙できる)⇒問10にお進みください。

《問6は、問5で「1受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。》 無回答 8.9

問6 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでいるのはどのような理由からですか。

次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (n=1,653)

(%)

- | | |
|-----------------------------|--------------------------|
| 68.4 利用客の健康を守るため | 49.1 利用客により良いサービスを提供するため |
| 14.0 利用客からの要望があったため | 48.4 従業員の健康を守るため |
| 8.5 従業員からの要望があったため | 33.2 受動喫煙防止は世界的な動きであるため |
| 49.4 法・条例により規制されているため | 28.9 会社・本部などの方針であるため |
| 8.0 テナントとして入っている施設等の方針であるため | |
| 6.5 その他(具体的に:) | |
| 1.8 特に理由は無い | 無回答 0.8 |

《問7は、問5で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問7 現在の貴施設の施設内における受動喫煙防止対策について、次の中からあてはまるものを1つ選んでください。
 (○は1つ) (n=1,653)
 (%)

- 41.3 屋内外とも全面禁煙 ⇒ **問9** にお進みください
 37.0 屋内は全面禁煙にしており、屋外に喫煙場所を設置している ⇒ **問9** にお進みください
 12.6 屋内に喫煙場所(喫煙専用室等)を設置している ⇒ **問8** にお進みください。
 2.2 検討中 ⇒ **問9** にお進みください
 2.7 その他の対策(具体的に:) ⇒ **問9** にお進みください

無回答 4.2

《問8は、問7で「3 屋内に喫煙場所(喫煙専用室等)を設置している」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問8 貴施設で設置している屋内喫煙室の種類について、次の中からあてはまるものを選んでください。
 (○はいくつでも) (n=209)
 (%)

- 66.5 喫煙専用室 ※1
 7.7 指定たばこ専用喫煙室 ※2
 26.3 喫煙可能室 ※3
 1.0 喫煙目的室 ※4

無回答 4.3

- ※1 喫煙専用室とは、法第2種施設に設置が可能な喫煙をするためだけの部屋(学校や病院などの子どもや患者等が主たる利用者となる施設及び行政機関の庁舎が「第1種施設」。第1種施設以外の事務所や飲食店、宿泊施設等が「第2種施設」)
 ※2 指定たばこ専用喫煙室とは、加熱式たばこに限り喫煙をしながらサービスの提供を受けられる部屋
 ※3 喫煙可能室とは、既存の小規模飲食店において喫煙しながら飲食することができる部屋
 ※4 喫煙目的室とは、喫煙をする場所を提供することを主目的とする施設(シガーバー、たばこ販売店等)に設置が可能な部屋

《問9は、問5で「1 受動喫煙防止対策に取り組んでいる」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問9 貴施設が受動喫煙防止対策に取り組んでからの利用客の利用状況や反応について、どのように感じていますか。
 次のア～エについて、それぞれ1つずつ選んでください。(1つの項目に○は1つ) (n=1,653)
 (%)

| | | | | | | | |
|---|--------------------|----------|--------------------|----------------------|------------|------|-------|
| ア | たばこを吸わない 利用客の来店 | 12.4 増えた | 2.9 減った | 49.7 変わらない | 29.3 わからない | 無回答 | 5.7 |
| イ | たばこを吸う利用客 の来店 | 0.7 増えた | 19.7 減った | 43.6 変わらない | 29.9 わからない | 無回答 | 6.0 |
| ウ | たばこを吸わない 利用客の反応 | 28.6 良い | 22.3 どちらか という良い | 2.5 どちらか という良くない | 0.7 良くない | 39.9 | わからない |
| エ | たばこを吸う利用客 の反応 | 9.1 良い | 15.1 どちらか という良い | 16.7 どちらか という良くない | 6.6 良くない | 46.4 | わからない |

(ウ)無回答 6.0 (エ)無回答 6.2

《問10は、すべての施設管理者がお答えください。》

問10 貴施設が考える受動喫煙防止対策に取り組む上での課題は何ですか。
次の中からあてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも) (n=2, 153)
(%)

- 21.3 利用客数や売上げの減少
 - 13.7 利用客とのトラブルの増加
 - 17.8 喫煙所や喫煙室(喫煙エリア)を設置する費用の問題
 - 28.1 喫煙所や喫煙室(喫煙エリア)を設置するためのスペースや施設の構造の問題
 - 5.3 法や条例などで受動喫煙防止対策が義務付けられていない
 - 3.0 喫煙者の減少や法令の改正等により、喫煙所や喫煙室(喫煙エリア)が無駄になる可能性
 - 3.3 テナントとして入っている施設の管理者との調整
 - 2.6 会社・本部などとの調整
 - 19.6 施設の外での喫煙の増加
 - 4.2 その他(具体的に:)
 - 38.1 特に課題は無い
- 無回答 5.3

《問11は、すべての施設管理者がお答えください。》

問11 今後の受動喫煙防止対策について、県にどのようなことを期待しますか。
次の中から3つまで選んでください。(〇は3つまで) (n=2, 153)
(%)

- 37.8 受動喫煙による悪影響についての普及啓発
- 58.7 喫煙者へのマナー向上のための普及啓発
- 25.1 たばこをやめたい人への卒煙(禁煙)サポート
- 32.3 未成年者への喫煙防止教育
- 3.8 受動喫煙防止対策に積極的に取り組む施設や団体との連携・協働
- 17.1 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への経済的な支援
- 3.5 受動喫煙防止対策を行う施設の管理者への技術的な支援
- 18.9 受動喫煙防止条例の着実な運用
- 8.6 受動喫煙防止に関する規制の強化 ⇒問12もお答えください。
- 5.2 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進 ⇒問13もお答えください。
- 2.7 その他(具体的に:)

無回答 10.4

《問12は、問11で「9 受動喫煙防止に関する規制の強化」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問12 あなたは受動喫煙防止に関する規制について、どのように強化すべきだと思いますか。あてはまるものをすべて選んでください。(〇はいくつでも) (n=185)
(%)

- 53.0 小規模な飲食店などの特例第2種施設にも規制を義務付けるべき
- 57.8 罰則を強化すべき
- 32.4 職場も対象とするべき
- 44.9 屋外も対象とするべき
- 9.2 その他()

無回答 1.6

《問13は、問11で「10 受動喫煙防止に関する規制の緩和や規制によらない自主的な取組みの促進」を選んだ施設管理者のみお答えください。》

問13 受動喫煙防止条例の規制について、どのように緩和すべきだと思いますか。
あてはまるものをすべて選んでください。(○はいくつでも) (n=112)

(%)

- 13.4 映画館や物販店等(県第1種施設)の指定たばこ専用喫煙室(加熱式たばこを喫煙しながら飲食等ができるエリア)に関する規制をなくすべき
- 31.3 施設内が禁煙の場合に掲示する出入口等の禁煙に関する標識については、施設の判断に任せるべき
- 10.7 喫煙室の技術要件は法と同一にするべき
- 20.5 罰則を弱めるべき
- 32.1 受動喫煙防止条例を無くすべき
- 23.2 その他 ()

無回答 8.0

☆受動喫煙防止条例など受動喫煙防止対策について、ご意見・ご提案がございましたら、ご自由にお書きください。

[]

ご協力ありがとうございました。同封の返信用封筒で、9月29日(水)までにご投函ください。
(切手は不要です)
(※別表を返送していただく必要はありません。調査票のみ返送してください。)